

徳島県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
鳴門池田				三好郡東みよし町昼間字 新尺一六番一地先から 同 字 宮ノ元三〇八番一地先ま で	同			
新		旧					一三・〇〇～三九・八	一二〇・〇
一三・〇〇～四一・〇								一二〇・〇